

### 3市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業統合に係る 議員定数3名増員に伴う議員報酬の見直し結果の今後の取扱い

○「3市町村との水道事業統合に係る議員定数の増員に伴う議員報酬の見直し」については、平成26年10月1日開会の議員全員協議会において協議され、以下の囲みの通り決定されました。

3市町村との水道事業統合に係る議員定数の増員に伴う議員報酬の見直しについては、意向確認の集計結果等を踏まえ、現状を維持することとされた。

○今後の取扱いについては、平成29年度の水道事業統合に向けて、このたびの見直し結果を平成28年の秋頃に改めて確認します。

○この取扱いについては、次期議会へ文書により申し送りを行います。

なお、この申し送りについては、平成28年7月に任期の始まる議会に伝達されるよう、それまでの各任期において行うこととします。

## ■ 会議1開催あたりの議員報酬の見積額

## 配布資料

金額単位：円

	現 行	29年度以降	比較
議員定数	30名	33名	3名増
支給方法	日額	日額	—
支給単価	議長 15,000	議長 15,000	—
	副議長 14,000	副議長 14,000	—
	議員(×28)13,000	議員(×31)13,000	(+39,000)
会議一回当たりの 総支給額	計 393,000	計 432,000	+39,000
	【根拠法令】 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例		